

【研究ノート】

少年補導職員による供述支援の意義と課題－
第3回少年補導職員座談会・研究会の結果から

田村 正博

京都産業大学法学部教授
社会安全・警察学研究所 所長

新 恵里

京都産業大学法学部准教授
社会安全・警察学研究所 所員

はじめに

社会安全・警察学研究所では、令和4年8月に、第3回少年補導職員座談会・研究会を開催した¹。2日間にわたり、極めて熱心にかつ有益な事例報告・意見交換が行われた。以下では、公開可能な範囲で、その結果等について報告する。

本座談会・研究会の開催に当たり、ご支援ご協力をいただいた警察庁人身安全・少年課及び関係都道府県警察少年育成担当課、参加していただいた9人の少年補導職員の方々²並びに専門家として研究会に参加していただいた中村葉子弁護士及び飛田桂弁護士に感謝申し上げたい。

1 開催の趣旨

虐待による被害児をはじめ、加害者と継続的な関係のある被害児は、不安や思慕などがブロックとなって、「話せない」状態にある場合が少なくない。他方で、かつて一般的であった捜査員による事情聴取と一体的に行われる説得は、近時の司法面接の考え方から、消極的に位置付けられる。したがって、事情聴取とは別に、「話せない」子どもの供述を支援することが必要となる。

被害児とラポールを築き、不安の軽減と供述の勇気づけを行う取組みが、福岡県警察の少年補導職員において行われている。少年補導職員は、「子どもの専門家」として、初期サポートに高い適格性があり、供述支援の有効な担い手となり得ると思われる。

¹ 令和4年8月30日に少年補導職員座談会、31日に研究会を開催した。平成30年に第1回、令和元年に第2回を開催し、今回が3回目に当たる。研究所からは、田村・新とともに、増井敦准教授（刑事法）がいずれの会にも出席している。なお、第1回の開催結果については、田村正博・新恵里「供述支援に関する少年補導職員座談会・研究会～「話せない子ども」を支援する～」として、本誌5号に掲載している。

² 警察庁指定広域技能指導官である安永智美氏（福岡県警察少年課課長補佐）のほか、青森、岩手、秋田、栃木、岐阜、岡山、福岡及び熊本の各県警察本部の少年補導職員の方々である。なお、第1回から第3回に一度でも参加をしたのは、青森、岩手、宮城、秋田、栃木、群馬、富山、福井、愛知、岐阜、滋賀、島根、岡山、広島、徳島、愛媛、福岡、長崎及び熊本の19県警察に及んでいる。

そこで、高い能力と関心のある都道府県警察の少年補導職員の参加を得て、「話せない」状態にある子どもにどのような背景があり、どのような支援が必要になるのか、少年補導職員が果たすことのできる役割は何か、を明らかにする座談会を実施する。合わせて、他の専門家にも参加してもらう研究会を開催し、供述支援に有益な知見を結集し、共有化することをめざす。今回は、元検察官の弁護士と子どもの権利擁護に当たっている弁護士の参加を得て、刑事手続と供述支援（供述支援の方法が証拠評価に与える影響を含む）、子どもへの適切な支援の観点からの聞き取り上の課題をテーマとして行った。

2 少年補導職員座談会

(1) 事例報告とコメント等

安永智美氏（警察庁指定広域技能指導官）の進行により、各参加者の体験してきた被害者供述支援事例等の報告と、それに対する他の参加者による質問・コメントが行われた。

少年補導職員は、非行少年・不良行為少年への継続的な補導、親身になって当たる相談、学校等での子どもの心をゆさぶる講演³など、様々な形で子どもと関わっているので、子どもから「この人なら分かってもらえる」との思いで、直接開示を受けることがある。子どもと出会ったときの「会わなくていい、来なくていい」といった様々な拒否的な反応も、「試し」行動であり、拒否に揺らぐことなく、支援の手を差し伸べ続けて初めて子どもが心を開き、開示に至る。撤回されることを予期して備え、「言えてよかった」と子どもが思えるまで支援することが大事だ。子どものところに足を運び、悩みや不安と向き合うからこそ、勇気づけをして話すことができるようになる。

被害内容を聴取する際に、言葉での説明が困難な被害児童（低年齢や知的障害のある子ども）の場合には、絵本（性加害・被害防止教育のために作られた「おしえてくもくん」など）を用いるなどの工夫をする。

安全な状態を確保しないと子どもは話せない。不安に対しては、言葉で説明するだけでなく、実際に自分たちが長期的にサポートできる態勢をつくっていく。少年補導職員だから、初期段階でのサポート（緊張の緩和、不安の解消、警戒心の除去）に当たることができるし、また聴取後、事件化後の継続的な支援を行うこともできる。

安全な状態を確保する上で、一時保護が重要であるが、子どもがそれに納得しているとは限らない。初期聴取に応じたが、一時保護の後になって、代表者聴取を拒否し、入所に納得していないとして保護所内で暴言・暴行をする事態になったことがあった。入所への不満、閉塞感、これまで親から受けてきた暴行への反発等の感情を職員に向けている中では、「早く司法面接」をすることがいいとはいえず、子どもの感情を発散させる機会や、気持ちを安定させる時間が必要で、「信じて待つ」、「あなたのことを大切に考えている」ことを伝えていく。

長期にわたる性的虐待では、健康面の配慮に心がける。高校生の場合、学校に伝えることでの不利益が起きないように努める。特に小さな町では、報道されるような事件では、周りに分かってしまうような事態が起きる。複数の被害者がいる場合に、保護者の中には事件化を拒む者も存在する。「そっとしておいてほしい」といっても不安がないわけではない。保護者に事件の流れを説明し、保護者が警察に協力して良かったと思ってもらえるように努めることが必要になる。

被害者の自責感、あきらめ・孤立、自尊心の低さといったことがある場合、被害者に対して一貫して「あなたは悪くない」ということを伝え続ける。落ち込んだときも、あなたはきちんと話をした（できた）ことを伝えることで、自尊心の回復につなげる。「被害を受けたことは最悪だったかもしれないが、一番良い選択をした」と言えるようにできたことは

³ 安永氏から、知識ではなく、実際の事例における子どもの声を代弁することが同様の経験をしている子にひびき、被害を表面化させるものとなることが述べられた。

良かったと思えた。

実家では父親の暴力、家出した先では交際相手からの暴力を受けていたケースでは、まず子どもの生活基盤を整えることが大事であり、市役所、児童相談所等と協議し、本人とも話し合っ、シェルターへ入居できるようにした。

福祉犯の被害少年が1回目の聴取に応じた後に引きこもり状態になって捜査への協力が得られなくなったケースでは、ケアとして関与し、不安・心配が軽減することで、供述調書の作成等に応じることにつながった。なお、その後も様々な問題が続き、状態が改善するまで支援を続けたが、担当者への依存度を緩やかに下げ、間隔や回数を調整して、1年数ヶ月後に支援を終了した。

子どもの家出事案（行方不明届を受けて対応）で、無事に見つかって何より良かったと声をかけ、家出中に大変だったこと、不安だったこと等を傾聴する中で、子どもが保護者の加害行為を話した。「あなたが大切だ」と思っている、子どもの味方であると伝わったことで開示につながった。事件とはならなくても、福祉につなぐことで、極めて問題のある子育てからその子が逃れることができる状態を作ることに寄与できた。

一方、少年補導等に関わってきた子どもがその間も性暴力被害をくりかえし受けていて、更に子どもに支援的に接する立場の大人から性被害を受けた事案では、関わってきた者として聴取に同席し、子どもの緊張を解くことに努めたが、子どもから「何でもっと早く救ってくれなかったのか」と言われたという例も報告された。そのほか、未就学児が遊びの中での会話では多弁で、加害行為があったことを話したが、司法面接ではほとんど話すことができなかったケース、被害児たちの抱える不安や脆弱性（家族の抱える問題を含む。）の深刻さ、子どもが不安定な中での関わりなどから、開示に至らないで終わってしまったケース、支援が依存を招いてしまったケースなど、取組の難しさも改めて浮き彫りになった。依存を防ぐには、ケースを担当者だけのものにするのではなく、組織で定期的に検討の対象とすることが必要だという指摘もなされた。

以前のケースとして、加害者側が性暴力事件を明らかにしたことを受けて被害者聴取が行われた際に心的負担軽減のために同席、黙っている被害者に対して、今の努力を認めながら話をしたところ、泣きながら被害を受けたことを話しつつ、誰にも言っていない、両親には内緒にしてほしいと懇願されたため、親への説明を行わず、事件化をしないで終結させたという報告があったのに対し、次のようなコメントが述べられた。「できない約束はしない」ので、「誰にも言わない」とは言えない。「私が信じられる大人を味方に呼ぶ」ことへの理解を求め、本人が自分でベストの選択ができるようにする。「事件化のメリットを本人だけでなく、周りの大人に伝えることが大切ではないか。少年補導職員の供述支援は、被害者支援の一環として行われるものであり⁴、「誰にも言えなかったことを話せたこと」自体が一つのステップと受止めることができるのではないか。

(2) 少年補導職員による供述支援の基本

少年補導職員による供述支援（勇気づけ・エンパワーメント）における基本として、安永氏から、被害児への視点を誤らないこと、勇気づけのプロトコルに沿って進めること、子どもの安全をしっかりと守ることの3点の説明があった。

① 被害児への視点を誤らないこと

被害児は、「話さない」のではなく、「話せない」状態に置かれている。「話せなくしている」3つのブロックを理解しなければならない。制度や組織に由来するものとして、司法手続の壁（話すことでの二次被害、心理的負担）がある。被害児自身の発達等に由来するものとして、被害児の特性（発達障害・精神的不安定）、自尊感情の低さ、言語化の困難さがある。被害児の気持ち（話せなくする動機）に関わるものとして、加害親への思慕や庇う気持ち、報復への恐怖、

⁴ 田村正博「研究ノート 少年補導職員の活動の法的性格と意義について」本誌本号参照。

自責の念、羞恥心、今後の不安（家庭の崩壊、施設入所等）がある。

② 勇気づけのプロトコル

迅速な面接、ラポールの構築、「話せない」ブロックの解消、供述への勇気づけ、撤回への備え、がいずれも必要になる。

「迅速な面接の実施」では、まずは動くことである。警察ならではの機動力を発揮することが求められる。

「ラポールの構築」では、信頼、安心感の醸成に、「待つ・傾聴・共感」が必要になる。「待つ」は、子どもの沈黙が勇気をためる時間になることを理解し、待つこと。「傾聴」は、大人が聞きたいことを聴くのではなく、子どもが言葉にできない心の声に耳を傾けること。「共感」は、子どもの気持ちに寄り添い共感して聴くこと。

「話せない」ブロックの解消」では、その子どもが話せないブロックとなっているものが何かを見極め、解消する。不安感や恐怖心の元にあるものを突き止め、軽減する。特に、非加害親を子どもの味方にするのが大切になる。

「供述への勇気づけ」では、まず、子どもの安心感を醸成する。「あなたは悪くない」ことを子どもに伝え、「必ず守るよ」ということを言葉だけでなく、行動で示す、そうすることで子どもが「話してもいいんだ」と思えるようにする。そして、子どもに「話すことのプラス面」（虐待を止めることができる、加害親自身の立ち直りの機会になる、子ども自身の心身の安全が確保されることなど）を説明する。

「撤回（もう大丈夫、何もしないで）への備え」では、子どもの言葉を鵜呑みにしないで、真意を見極めることが必要となることを、自分だけでなく、他の関係者も含めて共有しておく。

③ 子どもの迅速な安全確保

安全な状態でなければ子どもは話せない。子どもの安全な状態が守られるためには、児童相談所の一時保護が適切に行われる必要がある。保護者側の行動に児童相談所が屈してしまえば、子どもの安全が保てない。子どもを守るために、児童相談所を守ることも大事になってくる。粗暴な保護者への対応、暴力行為や不除去への対応は、警察組織として行っていくべきことで、警察が盾になる（警察が法的な権限行使をし得る状態にあることを示すほか、警察署から身柄付通告をすることで警察も一定の責任を負うことも含まれる。）のは、警察の得意分野の発揮ともいえる。子どもの安全に必要なことを、警察組織内を含めた様々な関係者に働きかけて、実現していかなければならない。

(3) 供述支援実施のための環境の整備

少年補導職員は、子どもの声を聴くプロとして、専門性のスキルアップのための研修が行われる必要がある。この点について、安永氏から、福岡県警察の取組として、少年補導職員の研修受講（チャイルドファーストジャパンの5日（40時間）研修への合宿参加を含む。）、心理士や社会福祉士の通信講座、各種研修会への参加受講に関して、必要経費が予算化されていることが紹介された。岩手県警察でも、司法面接研修だけでなく、トレーナー研修を受けて資格を有する少年補導職員がいて、警察内の客観的聴取技法の専門家と位置づけられている⁵ことが紹介された。

少年補導職員の配置に関して、警察署配置からサポートセンターへの配置に向けた転換が進められてきている。警察署から離れることで、事案への関与が減るのでないかと危惧する声もあるが、安永氏から、サポートセンターに配置されることで、少年補導職員が本来の職務に専念することができるようになり、特に警察庁舎外にあることで、多くの非行少年の立ち直り支援、被害者支援の事例を経験することができるようになったことが述べられた。この点に関しては、警察署から離れることで、警察署の活動を耳にすることで自動的・受動的に入る事案の情報は減少するが、より能動的な活動を

⁵ 県警察学校での専科において、司法面接を講義している。また、事件化となる可能性が低い事案では、司法面接での代表者聴取も行っている。

行い、子どもたちや警察官から、頼られる存在になることで、関与する事例が全体として増加するという見方もできると思われる。関連して、岐阜県警察の出席者から、県警察少年サポートセンター、県の児童相談所（子ども相談センター）、岐阜市の児童虐待対応部署、市教育委員会の対応部署の4者が同じフロアに同居（少年サポートセンターと子ども相談センターは一つの部屋で勤務）する「こどもサポート総合センター」が令和4年度に開設された⁶ことの説明があった。

子どもが以前の関わりで覚えていた者を指名したときには、その人であることが大事なことから、かりに他の地域の担当に異動していたとしても、子どもを優先した対応が必要であり、組織としてそれをバックアップすることが本来求められる。安永氏から、福岡県警察では、他のサポートセンターに転勤していても、その者の担当にさせているし、それが、少年サポートセンターが本部に置かれ、少年補導職員がサポートセンター間でのみの異動となっていることのメリットであるとの説明があった。

少年補導職員の存在と本来の役割が警察官、警察組織（警察署）に広く認知されていないという問題が多くの参加者から指摘された。少年補導職員は、採用から退職まで一貫して子どもと向き合う専門家として、知識技能と高い経験値を持つ存在であり、子どもの支援、供述支援に当たる高い適性を有している。そして、実際にも、実践によって好結果が得られている。しかし、能力と適性があることが組織内で認知されないと、実践の機会そのものが得られない。供述支援によって供述が得られるようになることは警察組織内で歓迎される事柄であり、一般の非行防止、立ち直り支援に比べて、存在感を発揮しやすい。自県だけでなく、他県での実績を含めて、組織内で宣伝をすることが機会を得ることにつながるものといえる。また、被疑者の心理状態や特性などに関して、取調官にアドバイスをすることも、警察（捜査関係部署）の中で少年補導職員の有用性を分かってもらうことにつながる。このほか、少年補導職員の様々な面（立ち直り支援を含む）の活動を組織外に広く知らせることも、結果として組織内の認知につながる⁷。

関連して、「少年補導職員」という名称について、ボランティアである少年補導員と近い印象を与えてしまうといった声があり、警察の仕事の一翼を担う者としてふさわしい名称にする（都道府県警察において別の呼称を公式に定める。）ことも広がりつつある（福岡県警察では「少年育成指導官」、岐阜県警察では「少年育成支援官」⁸）。

(4) 関係機関への働きかけ・発信

最初に被害開示を受ける者（例えば学校の教員など）がスキル不足・知識不足のため、子どもの発言の趣旨・真意を理解せず、否定的にとらえ、あるいはその後の開示継続を困難にさせてしまう、児童相談所を含めて専門機関にあるべき専門性がなく、子どもへの本来の支援に至らない、一時保護所が子どもにとって安全安心な場所にならないといった場合があり、被害児を支えるべき組織や大人側の問題があること、ケースによってはそれらの問題を踏まえて対応しなければならないことと合わせて、実態を知る者として、改善に向けた働きかけを行っていく必要があることが指摘された。

子どもの福祉や教育に当たる機関（児童相談所、学校等）には、刑事手続による被害児へのマイナスの面（二次被害⁹、

⁶ 岐阜市の子ども・若者総合支援センター「エールぎふ」に置かれ、それぞれの機関の職員が勤務している。

⁷ 子どもの立ち直り支援は、警察組織内よりも組織外での評価が得られやすく、メディアが取り上げやすいテーマである。メディアが取り上げることは組織内の認知につながる。特に警察における上位の組織管理者からすると、メディアで立ち直り支援が取り上げられるのは、警察という組織全体のイメージ戦略として高く評価できるものである。ちなみに、筆者（田村）が福岡県警察本部長在任中に少年補導職員とその活動を知ったのは、立ち直り支援に関して安永氏の発言と行動を取り上げた新聞記事がきっかけとなった。

⁸ 広島県警察及び福井県警察でも、「少年育成支援官」が用いられている。

⁹ 刑事手続がとられる中で変化したものをすべて「二次の被害」ととらえる見方が福祉機関や教育機関学校等で一般的であるが、それは元々の犯罪等による被害（一次被害）を軽視し、表面的に平静であれば被害が軽減・回復されているという理解を前提としたものであって、誤りである。刑事手続がとられる中で心に残っている傷が表面化したのは、一次被害の一つの態様であり、刑事手続によ

心理的負担等)についての固定観念が強いことが感じられる。警察による適正な措置や事件化によるプラスの面(安全の確保、再被害・加害防止、心理的回復等)¹⁰について正しく知ってもらうための啓発が必要であることが指摘された。

3 供述支援研究会－1 中村葉子弁護士の講演

(1) 中村弁護士と講演の趣旨

中村弁護士は、平成5年に検事に任官し、令和2年に福岡高検総務部長を最後に退官して、弁護士となった。豊富な検察実務経験を有し、特に、京都、名古屋、横浜の各地検では総務部長として、刑事政策分野を担当し、検察、警察、児童福祉機関の三者連携の推進に当たってこられた。その間に、社会福祉士と精神保健福祉士の国家資格も取得されている。現在は、弁護士として、被害者支援弁護士などを含めた活動に当たっておられる。

中村弁護士には、刑事事件の公判という警察では実感を持って語ることができない視点から、供述支援と供述証拠の信用性に関して、語っていただいた。(4)については、少年補導職員だけでなく、犯罪捜査を担当する警察官にとっても非常に有意義なものと思われる。

(2) 少年補導職員の位置づけに関するコメント

少年補導職員の在り方と役割に関する堀井智帆氏の記述¹¹を取り上げて、コメントをしていただいた(堀井氏の記述が、警察の少年補導職員の実情と供述支援の実態について公表されている唯一の文献と思われることによるものである)。主なコメントの内容は、以下のとおりである。

子どもの初期供述を聴取する人が捜査官でないことは、公判で意味を持つ。刑事弁護人からすると、捜査官の聴取は、「犯人を罰する」方向へのバイアスがあると考えている。そこで、少年補導職員は、警察職員であっても警察官ではなく、福祉専門職や、心理専門職であること(できれば資格を有している者であること)を公判でアピールすることが重要となる。少年補導職員は、司法面接研修を繰り返し受けて、公判で子どもの供述の信用性を立証するために、自身が証人出廷する覚悟をもって、初期供述を保存する使命があるといってよい。

少年補導職員がアウトリーチ活動をする中で初期供述を聴いた場合、それが捜査活動の一環ではないことに重要な意味がある。刑事弁護人からすると、捜査機関が意図をもって子どもに近づき、捜査機関に都合のいい方向での供述を得たのではないかとの疑いがもたれる。そのため、少年補導職員は、どのような契機で、どのような法的根拠をもって、アウトリーチするのか、それが捜査活動でないことを説明できる必要がある(法的根拠を明らかにすることが重要だとの指摘があったので、別稿¹²で田村の見解を述べる)。

て新たに生じた二次被害ととらえるべきものではない。表面的に平静であっても、元々の犯罪等によって深く傷ついた状態は長期的に続く。自らの意思で事件化をするなど、被害者が被害に向き合い、周りの支援によって、自らの自尊心を回復できるところにまで至らなければ、深い傷は残り、成人になっても様々な形で影響が表面化するに至ることを認識すべきである(子どもは成人になってからも長い人生を送るのであって、子どもの間だけ表面的に問題がなければそれでいいとすることはできない)。

¹⁰ 当研究所発行の『児童福祉に携わるひとのための「警察が分かる」ハンドブック』の第3「刑事手続が、被害児童に与える「プラスの影響」について」(新恵里執筆部分)参照。

¹¹ 藤林武史編『児童相談所改革と協働の道り 子どもの権利を中心とした福岡市モデル』(明石書店、2017年)の第6章「インターフェースとしての少年サポートセンター―「警察」と「児童相談所」の真の連携とは」(堀井智帆執筆(執筆当時福岡県警察少年補導職員、福岡少年サポートセンター勤務))部分のうち、216 - 231頁を、研究会参加者全員で共有した。

¹² 田村正博「研究ノート 少年補導職員の活動の法的性格と意義について」本誌本号

少年サポートセンターが警察の庁舎外にあることは、公判で、捜査機関とは別の機関であることが、裁判官や刑事弁護人に理解してもらいやすい。

司法と福祉の相互理解のためには、相互体験と学びが重要である。警察官が、20代30代のうちに児相や福祉機関に数ヶ月派遣されて現場を知り、また、福祉や心理の資格が取れる程度に専門的に学び、その学びが人事上考慮されるような仕組みが望まれる。司法と接続する分野で働く福祉職・心理職も、20代30代のうちに数ヶ月子どもが被害者となる事件の捜査本部において福祉や心理の分野から被害者支援をする仕事に携わり、刑事司法実務の理解を深める機会が作られることが望まれる。検察においても、若手の検察官には福祉や心理の資格をとる者が出てきている。少年補導職員は、公判段階も見据えて、検察とも連携をしてほしい。

言葉・手続の流れ・思いの通訳をする視点は、他の機関との間だけでなく、警察の内部でも重要である。子どもの性的被害は、強姦性交等罪や強制わいせつ罪などになれば警察では、刑事課が担当する。刑事課は、起訴できるだけの証拠があるか、公判で立証できるのか、という厳しい視点で捜査を進めている。それは、検察官が、証拠が不十分なら起訴しない、常に公判で立証できるかを念頭に置いているのを受けて、その対応に必死になっているからである。この点、生活安全課の少年事件の担当者は、全件家裁送致・家裁裁判官の職権判断に慣れていて、起訴基準や公判立証の厳しさを十分に理解していないことが多い。警察の少年係と児童相談所の間だけでなく、警察の少年係と刑事課の間でも、実は通訳が必要で、相互協力は簡単ではない。少年補導職員も、刑事課が大切にしている証拠構造を学ぶことが大切である（検察官の役割と証拠構造に関しては（4）で述べる。）。

それぞれの組織（とその内部における担当）がいずれも必要な存在であり、他が大事にしていることを、それぞれが学ぶことが大切だといえる。

(3) 供述支援に関するコメントと検察官との連携

堀井氏は、被害申告の意思は、子どもが最初に発した言葉から「育てていくもの」と位置づけ、以下のパターン（10ステップ）で面接を行っている¹³と述べている。

- ① 自己紹介。「サポートセンターの堀井さん。警察だけど、警察じゃない。子どもが大好き子どもの味方！！！」
- ② 暴力は、たとえ、親であっても、自分が悪いことをしてしまっても、してはいけないこと。
- ③ だけど今までもらった「いい思い出」までは否定しないこと。
- ④ 不安をしっかりと聞き取り、
- ⑤ 「暴力を受けたくない」ということは、（お父さんに）ちゃんと伝えよう。伝えるのは、一人ではない。「大人がしっかり手伝う」こと。それが、警察であること。
- ⑥ しっかりと守ってあげること。
- ⑦ 私が知っているとても信頼できる警察官を呼ぶこと
- ⑧ 「大丈夫？」
- ⑨ 「みんなでお父さんに叩かれるのはいやだって伝えよう～！！！」
- ⑩ 「エイエイオー～！！！」

この記述に関して、以下のコメントがあった。

重篤なケースで申告に至らない事案は多いし、検察官が代表者聴取をする際に、話すことができないブロックがかかっていることも多い。被害申告の意思は「育てていくもの」だとする考えに共感する。

¹³ 前掲注9、229-230頁。

供述支援の面接では、動機付け＝元気づけの大切さと、被害事実について誘導しないことの重要性を認識することが必要である。

堀井氏の10のステップは、①自己紹介、②③罪を憎んで人を憎まず、④不安の聴取、⑤⑥サポートによる安心の提供、⑦聴取者との信頼関係を示す、⑧⑨⑩元気づけ、で構成されている。親を全面的に否定して欲しい子どもはいないので、③も有意義な発言である。⑦については、検察官も対象に加えて欲しい。

少年補導職員は、司法手続の各段階において、役割を果たしてほしい。具体的には、子どもに今後の流れと登場人物を説明する、その後も各段階で子どもの葛藤を踏まえて動機付け、元気づけをしてほしい。検察官が代表者聴取をする際に、付いてきた人（警察の支援担当者）が子どもの前で検察官とにこやかに話をするすることで、その聴取者（検察官）を子どもが信頼することにつながる。起訴・不起訴や公判について、検察官から被害者の子どもに説明する場合に、少年補導職員は、子どもの状況や配慮の視点を事前に検察官に伝えてもらいたい。警察の捜査担当を介さなくても、少年補導職員が、直接、子どもの状況や配慮しなければならないことについて、検察官に伝えてもらえれば、それを踏まえた対応が可能になる。

（4）検察官の役割と証拠

検察官は、警察からの送致（身柄送致、在宅送致）があると、捜査をし、起訴・不起訴を決め、起訴した場合は公判立会をするのが基本的な役割である。児童三機関連携が始まってからは、児童が被害者の事件については、送致前に、児相や警察から、検察の児童窓口検事に連絡が入るようになった。

捜査で、検察官は、事件性、犯人性・犯罪の成否等について、真実を解明する。起訴するには、訴因（誰が、いつ、どこで、どのようにして、どのような結果が生じたか）が特定される必要がある（特定をどこまで緩めることができるかが課題となっている）。児童が被害者の事件について、早くから検察が関わって、収集された証拠からは起訴は難しいと分かれば、それを前提に、子の福祉の視点で手続を進めることになる。

起訴するために、どのような証拠を収集すべきかは、具体的な事例に応じて異なる（この後、3つの架空事例について、それぞれどのような証拠を収集する必要があるかが述べられた。内容は省略するが、例えば、被害時、現場に被疑者以外が誰もいなかったといったマイナスを打ち消す捜査、すなわち面の捜査も大切になること、被害者が友達に伝えていたら、そのときのメールなど様々な証拠を広く収集する、路上の事案で目撃がある場合には、目撃者がどこから見たのか、その場の明るさは、他に見間違えるような人がいなかったのか、目撃者の視力なども捜査することになるなどの説明があった。捜査で事実を特定し、十分な証拠を収集するという大変さの一端がうかがえた。)

捜査では、被害者の供述以外の客観的証拠を発生・発覚直後に徹底的に収集し、「証拠構造」における被害者供述の比重を下げる努力をしなければならない。家の中の事案であれば、すぐに現場の写真を撮り、現場で様々な資料を集める。初期捜査がとても大事な意味を持つ。一方、被害者供述は、要証事実（証拠によって証明しなければならない事実）について他に証拠がない部分では唯一の証拠となる。また、要証事実について唯一の証拠でなくても、被害者供述は各証拠をつなぐ（各証拠の意味を明らかにする。）重要な証拠となる。

客観的な証拠の収集が不十分なまま被疑者を逮捕しても、否認されれば、要証事実を立証する証拠が足りず、嫌疑不十分として不起訴となる場合も生まれる。逮捕のタイミングは証拠の収集状況との兼ね合いであり、捜査は流動的なものである。逮捕後に、被疑者がそれまでの捜査で想定していなかった弁解をした場合、身柄拘束期間（逮捕後48時間以内に送致、勾留は10日間で延長してもさらに10日が限度）内に、その弁解を覆す事実があるのかについても捜査し、解明しなければならなくなる。逮捕の予定を児相に言えないのは、捜査がこのように流動的であることと、児相から逮捕予定が加害者に伝われば、証拠を隠滅されたり、加害者が逃走するおそれがあり、そうなれば検挙し、起訴することができなく

なることがあるからである。

三機関連携の対象事案の場合、地検の規模によって細かい手順は異なるが、児童窓口検事に警察や児相から通報があり、証拠の収集状況からみてすぐに送検される見込みの事件は捜査担当検察官が、事前協議・司法面接・事後協議等を担当することが多く、証拠収集に時間がかかりそうな事案は、証拠がそろって送検見込みとなってから捜査担当検察官に事案が回される。警察から送致（送検）され、訴因について証拠がそろい、起訴が可能となっても、被害児童の意思・被害児童の福祉（親子再統合の可否の検討を含む。）の観点から、処分（公判請求、罰金略式起訴、起訴猶予：不起訴）については慎重に検討される。司法面接後の事後協議では、処分を踏まえた、今後の連携についても協議される。

検察官は、公判において、立証責任を負っている。要証事実については、証拠によって立証しなければならない。検察官は、起訴後、第1回公判前に、被告人（加害者）の弁護人に公判で請求する予定の証拠を開示する。被告人の弁護人が、検察官請求証拠である「被害者の供述（司法面接の反訳報告書・録音録画媒体）」を同意すれば、刑訴法326条により、証拠として採用される。司法面接手法による被害児童の供述の録音録画は、公判に被害児童を証人出廷させることを避ける力がある（弁護人が子どもの供述を直接見聞きして、争うことが有利でないと判断して同意をすることも多いからである。）。一方、「被害者の供述（司法面接の反訳報告書・録音録画媒体）」が不同意となった場合には、児童でも、大人と同じ法廷（ビデオリンクで法廷と繋いだ別室の場合などもある。）で、大人（検察官・弁護人・裁判官）による尋問にさらされる。「被害者の供述（司法面接の反訳報告書・録音録画媒体）」は、検察官が聴取している場合には、①児童が精神的なダメージなどで証言できない場合（「供述不能」という。）には、刑事訴訟法321条1項2号前段で、②児童が法廷で証言できたものの、司法面接当時の供述と「相反するか若しくは実質的に異なる」証言となった場合（「自己矛盾供述」という。）には、同条1項2号後段で、検察官面前調書として、証拠能力が認められる可能性がある（検察官が聴取した場合でなければこの規定が使えず、証拠にできないため、代表者聴取において、起訴予定の事案は、検察官が聴取することが一般的になっている。）。「自己矛盾供述」の場合、証拠として認められるには、特信性（「前の供述を信用すべき特別の状況の存するとき」に限られる。同条1項2号後段ただし書）の立証を要する。そして、「前の供述」に当たる司法面接が信用されるためには、司法面接までに被害児童に関わった全ての関係者が誘導をしていないことに、大変大事な意味がある。

児童の供述の信用性に関して、三機関連携の通知が出て代表者聴取が行われるようになってから数年は、司法面接への理解が浸透しておらず、1回の聴取可否かや、プロトコル適合性を純粹心理学的にみるなどの裁判例もあった。このような裁判例は、供述の信用性判断の一般的な枠組みとは異なり、子どもに厳しいものとなっていた。

要証事実を立証するための客観的な証拠や第三者供述がそろっていれば、被害児童の供述の証拠構造上の位置づけは軽くなる。その場合、子どもの司法面接の録音録画媒体が不同意となっても、要証事実の立証上、子どもの証人出廷まで要さないこともあり得る（その場合でも、情状立証としては、子どもが法廷で被害や気持ちを話すことに意味がある。）。

これに対し、要証事実を立証するための客観的な証拠が乏しく、児童の供述が証拠構造上大きな位置づけになる事案の場合には、児童の供述を司法面接的手法で録音録画してあったとしても、争われたら、児童が法廷に証人として立つことになる。この場合、被害児童の法廷での証言が不十分で、刑訴法321条1項2号後段で司法面接の録音録画媒体を請求する場合には、司法面接の前に、少年補導職員など、捜査機関でない者が、初期の段階で被害事実の開示を受けて録音しているものがあれば、その証拠としての価値が高く、検察官調書（司法面接の録音録画媒体）の特信性の立証に役立つものとなる。したがって、少年補導職員は、初期に児童と関わる際、児童がしゃべり出したら、それを録音しておいてほしい。その際、誘導的質問をして問い詰めることはせず、傾聴し、録音することが、勇気を出して被害を告白した子どもたちの力になる。

4 供述支援研究会－2 飛田桂弁護士の講演

(1) 飛田弁護士と講演の趣旨

飛田弁護士は、平成26年に弁護士に登録、子どもの権利委員会や刑事弁護センター運営委員会などに所属、子どもの権利擁護のために活動し、子ども担当弁護士や、被害者代理人弁護士、児童相談所の非常勤嘱託弁護士などを務めてきている。平成31年に、NPO法人子ども支援センターつなぐ¹⁴を医師の田上幸治氏とともに設立し、代表理事を務めている。飛田弁護士には、子どもの権利擁護の観点から、子どもの供述支援に関して講演をしていただいた。

(2) 子どもの性被害と対応の現状

性的虐待、性的被害を受けた子どもがどのような被害をどのように報告し、どのような対応を受けるのかについて、被害者代理人弁護士等の実務家を対象とした調査を行った¹⁵。35名（うち男子1名）の被害者について回答が得られている。男の子の場合、なかなか言ってくれないし、言っても受け入れてくれるところがないという問題がある（シェルターに入れない）。

被害の訴えのあった年齢は、3歳から19歳まで範囲が広いが、学童期後半、中学生、高校生の期間が多い。被害期間は、単発の被害もあるが、2年以上が27件と4分の3に及び、5年以上が10件あった。加害者の多くは、一緒に生活をしている人（実父9、養父・継父、家族の交際相手、きょうだい、祖父等）である（他に施設職員がいる点も見逃せない）。なお、被害への対応（面接の実施状況、子どもの供述特性（日時の特特定と特定が可能であった理由）、最終処分、実務家の声）については、説明をしないが、報告書を見てほしい。

(3) 証言（被害開示と維持）に向けたフルサポート

子どもであるにもかかわらず、非常に過酷な被害内容であり、「話す苦痛」は想像を絶する。子どもたちが「話す苦痛」を減らせるように、証言に向けたフルサポートが必要である。周囲の大人がその責任を担っている。

まず、子どもをトラウマの視点で見ないといけない（児相もこれにはできていない）。例えば、家出を繰り返す17歳の女子のケースでは、周りの発言を鵜呑みに（家族の発言をそのまま前提にしていて、警察で語ったことと明らかに違うのに、確認もしていないような例がみられる。）し、その子に問題があるとして見てしまう。性化行動、自傷行為、学校での問題・不登校、自己肯定感の低さは、虐待被害児童症候群にいずれも挙げられている。年長児には性的逸脱、家出もある。頭のいい子の場合、被害を切り離すために解離症に進む。トラウマの視点がないと、「家にきちんと帰りなさい！」と支援者が指導し、子どもはどうしていいかわからず、理由なく受け入れてくれる友人や、「パパ」の元へ行くことになる。トラウマの視点で見ると、背景に性被害がある可能性に気づき、その子の以前の話に該当するものがあることが分かり、家に帰りたくないことを支援することになる。

被害開示を促す要因として、家族（非加害親）による被虐待児へのサポートが重要となるが、その継続のためには非加害親本人への支援も必要になってくる（親への支援は大切な視点である。）。また、補助する人物の存在も大きな意味を持

¹⁴ 設立当初の名称は「子ども支援センター神奈川つなぐ」であったが、令和3年に現在の名称に変更している。子ども（虐待の被害を受けた子ども、性被害を受けた子ども、家族以外の加害者に虐待を受けた子どもなど）のための「ワンストップセンター」を目指し、関係機関と連携しながら、様々なサポート、系統的全身診察と司法面接、関係機関職員らの研修等に当たっている。理事には、仲真紀子北海道大学名誉教授、酒井邦彦弁護士（元広島高等検察庁検事長）、筆者（田村）らになっている。

¹⁵ 法務省の性犯罪に関する刑事法検討会第16回の資料（山本潤委員提出資料）として、公開されている（<https://www.moj.go.jp/content/001345135.pdf>）。

つ。何も言わずに、サポート的な人が被害者のまわりにいることが大事なことになる。開示を維持することも容易ではない。否認、曖昧、開示、撤回、開示と変遷していくことがむしろ一般的である。いったん開示をした後で、学校に行けなくなる、すべてを失う、という不安から撤回することは多い。それを虚言癖としてはならない。一層のサポートが必要になる。

子どもが今もこわい状態では、ケアを始めても無意味であり、安全な暮らしを確保しないといけない。シェルターがその手段になる。子どもの生活拠点での支援として、アウトリーチ支援をしていく。医療紹介と同行、買い物同行、家事支援、登校支援なども行っている。

子どもが司法手続で話すときには、その時点で見える「症状」や「状態」を超えた配慮が必要になる。軽視すれば子どもたちの人生が変わってしまう、子どもの人生を壊さないように、配慮が必要になる。

司法面接について、自分たちは子どもと一緒に行くが、中には入らないし、バックスタッフにもならない。子どもは事情を聞かれるところに入ることで自分が大変なので、自分たちはその前まで一緒にその付近をぶらぶらして、入ることができ気持ちになるのを助け、終わるまで隣の部屋で待っている。日本では、話を聞く空間に何も無いが、アメリカでは司法面接を受ける際に子どもは粘土をこねたりしながら話すことが一般的である。心理的な苦痛を減らすものが本来ないといけないと思う。お菓子や飲み物が必須の時もある。

つなぐでは、裁判所に子どもの状態を上申書として提出したり、医師の診断書や意見書を提出して、子どもの負担を軽減する（状態が悪い子どもでは期日外尋問とビデオリンクを利用してもらう）よう上申している。司法面接を受ける子どものストレスを軽減し、精神的にサポートするために、付添犬¹⁶を付けるサービスもしている。付添犬が法廷に入ることも認められるケースが生まれている。

5 供述支援研究会－3 協議検討

多くの発言があったが、主なものを以下に紹介する。

(1) 少年補導職員の意義と供述支援

少年補導職員からは、「自分たちが捜査官でないからこそ、供述の信用性を担保できることにつながる。」というのは、これまでまったく考えたことがなく、指摘をされて、自分たちの存在意義があることが大変よく分かったとの声が多く上がった。

堀井氏の実践例について、適切な供述支援という評価ができるかという質問に対して、中村弁護士から、「お父さんに叩かれる」などの言葉が、その子どもがそれまでに開示した中に含まれているものだけであればいいが、言っていない言葉が含まれていれば問題である、動機付けや勇気付けには特に問題はない、との見解が述べられた。

(2) 積極的な発言がなされる場合の録音

「被害者がしゃべり出したら録音してほしい」との中村弁護士の講演での話（3（4）の最後）に関して、録音をして問題にならないのかという質問があり、中村弁護士から、子どもが話したがっているときは、そのままICレコーダーなどに録音をして構わないとの説明があった。事前に「大事なことから録音させてね」と言っておいてから録音するのが

¹⁶ アメリカの Courthouse Dog Foundation の制度に則って、付添犬を認証している。なお、付添犬というのは、飛田弁護士らが考案した言葉であるが、現在日本で一般的に用いられている。

普通だが、録音をしておいた後で、大事なことから録音させてもらったとして同意を事後に得ても証拠として問題になることはないとの補足があった。後の司法面接に影響を与えるとされるのは、質問をして話を聞き出そうとする聴取を事前に行った場合や何らかの情報を聞き取りする側が話者に伝えた場合であり、何もこちらから言わないで、子どもが話したがっているのを話をそのまま聞く（質問をしないでただただ聞く）のであれば、問題にはならないことが説明された。どのような状態で子どもが話そうとし、それを録音するに至ったのかは、書類として明確に残しておくことが必要になる。また、ICレコーダーを持参することが、普段はしていないことであるなら供述を得ようと当初から考えていたのではないかとの疑いを持たれる。平素から、どのようなことを想定して持参しているのかも、明らかにできるようにしておくことが求められるとの補足があった。

この点に関しては、後の司法面接への影響があるから事前には聞くなという指導がされていて、子どもに「今は言わないで」と言うことには疑問をもっていた、話そうとするのを無理に止めないでその場で録音していいということは、自分たちが実践するだけでなく、学校の教員など子どもの初期供述を聞く立場の人たちにぜひ伝えたい、これを聞いただけでも参加した甲斐があった、というのが少年補導職員の一致した反応であった。

(3) 司法面接の在り方

子どもの状況を踏まえた司法面接が必要だとすることについて、現在の日本では十分な配慮がなされていないことが述べられ、イギリスで裁判所の中でゲームをしながら質問を受けて答える実態もあるので、子どもが話しやすい状態を作ることが本来優先されるべきであることが飛田弁護士から指摘された。

また、司法面接の時期についても、それぞれの事案ごとの子どもの状態に応じて違うのが当然で、本来子どものためのものであるなら、子どもの都合が優先されるべきものであることが、飛田弁護士から指摘された。これに関連して、7日を超える一時保護で保護者が同意がないときは、裁判所の一時許可状を要する改正法が成立した（施行は公布後3年以内）ことで、児童相談所が早期の司法面接を求めるようになるのではないかと質問があったが、飛田弁護士から、今回の児童福祉法改正を受けたことでの変更は起きないだろうとの見解が述べられた。

飛田弁護士からは、日本で紹介されている司法面接が日本の法制度との整合性が考えられていないことを踏まえて、子どもの権利を守る観点から、より良いものを作っていく必要があることが述べられた。

(4) 起訴できなかった場合

重篤な事件で、被害者の供述が得られても、日時場所の特定の問題や、客観的な証拠の不足の問題から、起訴できない事件が実際はかなり存在する。中村弁護士から、被害者には被害者の発言を信じているが他の証拠が少ないことなどで起訴に至らなかったこと、法的に不起訴と無罪とは異なる（他の証拠によって起訴することもあり得る）ことを説明し、児童相談所の指導等を支援することが述べられた。起訴されなくても、立ち直りのためのプロセスとして評価すべきものという共通理解を作っていくことが大事だといえる。

(5) その他

子どもの気持ちを落ちつかせる上で必要なものは、予算で措置されるべきものであり、福岡県警察では年間20万円計上されていることが紹介された。

女性検事が聴取すると聞いて、大丈夫だろうと思っていたら、ひどい聴き方をしてしまったケースがあったとの紹介がなされたのに対し、中村弁護士から、性別は関係ない（男性でいい聴取をする検事もいれば、女性で被害者の気持ちを理解しないで問題のある聴取をしてしまう検事もいる。）、全体として良くなっているが、事案ごとに子どもの置かれて

いる状態などを、聴取する検事にきちんと伝えていくことが大事だとの見解が述べられた。

おわりに

被害を受けた子どもが話すことは極めて大変なことである。しかも、現在の日本の法制では、その子どもたちに一層の困難を強いている。その中で、可能な限り、被害児を支え、勇気付けていくことは、様々な専門家に求められることである。

供述支援において、警察の組織の中では、子どもの専門家であり、かつ捜査権限のない少年補導職員の役割は大変大きなものがある。今回の座談会、研究会ではその意義が一層深く認識された。今後も、現場の知見と様々な専門家の知見の集積を目指していきたい。

